

2018年 新春号

事務所HPアドレス  
<http://tokatsu-law.com/>



発行  
東葛総合法律事務所  
編集責任者 長浜有平  
〒271-0092  
千葉県松戸市松戸1281-29  
松戸東洋ビル5階  
電話 047-367-1313(代)  
FAX 047-367-1319



未来を見据える

# ごあいさつ

国連本部で核兵器禁止条約が122ヶ国の賛成で、採択されました。国連は現在193ヶ国が加盟していますが、実に3分の2近くの国の賛成を得たということになります。

この条約は、核兵器の開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用の禁止ならびにその廃絶に関するものです。世界で唯一の被爆国日本はこれに不参加の立場をとりました。無念に思います。核抑止力という考えは強者の発想であり、いずれは人類の破滅の道を歩みかねないものです。

私たち多くの国民が、核兵器禁止条約をテコに核廃絶の世界において道筋をつけていきたいものです。

## 東葛総合法律事務所

代表 弁護士 蒲田 孝代

弁護士 福田 美穂子

弁護士 齋藤 雅子

弁護士 宗 みなえ

弁護士 萩原 得誉

弁護士 長浜 有平

弁護士 藤吉 彬

弁護士 原 康樹

弁護士 小川 康樹

事務局長 富田 常雄

事務局員一同

シリーズ

憲法を考える

急に決まった衆議院の解散

第10回



衆議院解散の

問題点

のり 去年は急に衆議院の解散が決まって、よくわからない選挙だったよなー。

みな 最初は消費税の使途を変えるなんて説明しておいて、すぐに北朝鮮問題にどう対処するかみたいな話に変わっていったよね。

のり もりかけ問題の批判をかわすために解散ありきだったと思えない。

これでいいのか、  
解散権

のり 衆議院の解散について、『解散権は首相の専権事項です』っていう言葉がよく聞かれていたよね。憲法には衆議院の解散についてどう書かれているのかな？

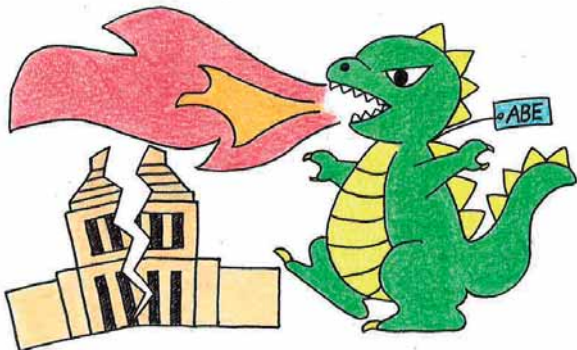
みな どういう場合に解散できるかは憲法には明確に書かれていないんだ。

のり じゃあ、首相は好き勝手に解散できるってこと？

みな 解散することは、私たちの代表である国会議員の地位を失わせることになる…。

のり それって、すごい強力な権限だよな。

みな そう。だから、解散が認められるためには、それ相応の理



好き勝手な解散でいいのか

由が存在しなければならぬ、解散権には限界があるというのが憲法学において一般的な考えなんだ。例えば衆議院で内閣の重要な案件が否決されたり、前の選挙で争点ではなかった新しい重大な政治課題に対処する必要が出てきたような場合かな。

のり 今回の解散でいえば、消費税の使途は従来からの問題だし…。

みな 北朝鮮問題についても、具体的な方策の是非が問われていたわけでもない。

のり 本当に危機が迫っているのならば解散どころではないはずだし。

みな まさに今回みたいに内閣の一方的な都合で行われる解散は、不当といえるんじゃないかな。

国民一人一人の  
自覚が重要

のり じゃあさ、不当な解散だって、裁判所に訴えたりすればいいのかな？

みな 当然そうあるべきだとは思っただけでも、残念ながら最高裁はそうは考えていない。

のり えっ？

みな 昭和35年の最高裁判決では、直接国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為のようなことは裁判所の審査権の外にあり、その判断は主権者である国民の政治判断に委ねられているなどとして、解散が有効か無効かの判断が避けられているんだ。

のり 要は、裁判所では基本的に判断しないってことだよな。でも、内閣の暴走した権限行使にブレーキをかける必要があるんだから、こんな時にこそ裁判所が判断するべきじゃないの。

みな 本当にそうだよな。ただ、裁判所が判断するかしないかに拘わらず、私たち一人一人が、解散の不当性について強い自覚を持って意思表示をしていくことが大事なんじゃないかな。

のり 確かに。私たちの選挙権こそ、権力に歯止めをかけ、私たちの声を正しく政治に伝えるための大きな役割を持つんだ、という自覚を持って投票しなければならぬんだね。

みな お、なんだか急にまとめの発言！  
(本文・イラスト 当事務所憲法委員会)

アスベスト訴訟

国・企業の責任認める

東京高裁判決

弁護士 宗 みなえ

2017年10月27日、東京高等裁判所の周りに多くの人が集まって、判決が出るのを待っていました。2008年5月に提訴した首都圏建設アスベスト訴訟の初めての高裁判決が言い渡されようとして



東京高裁正門前にて旗を揚げる弁護士団

ています。裁判所正門に走り出てくる弁護士団。彼らが広げた旗には

『国の責任断罪』『建材メーカーの責任を断罪』の文字。高裁が国と建材企業の賠償責任を認めたのです。

提訴から10年になろうとする建設アスベスト訴訟は、アスベスト建材で重篤な石綿関連疾患を発症した建設職人さんやその遺族が国と建材企業を訴えた裁判です。2012年に東京地裁が国の責任を認めてからは、国に対しては連戦連勝でした。

2016年に京都地裁が初めて一部の建材企業の責任も認め、東

くらしの法律相談

交通事故での治療について



弁護士 原 康樹

Q 交通事故でむち打ちになりました。まだ痛いのには保険会社から治療を終了すると言われています。治療を続けることはできますか。

A ①むち打ちの治療終了か否か

を決めるのは、保険会社ではなく、あなたの担当医師です。担当医師から治療終了と言われるまで、通院して構いません。

ちなみに、治療終了とは、傷害が完治した場合と、症状固定と判断されてこれ以上治療することが難しいと判断された場合の2種類があります。症状固定後に残ってしまった症状（痛み、しびれ等）については、後遺障害の問題となります。

②実際に保険会社から治療費の支払いが打ち切られた場合にはどうすればいいのでしょうか。必要であった治療費については、

事後的に、保険会社に対し請求が可能ですが、ただ、保険料の支払いを打ち切られた後は、まずは治療費を被害者本人で支払う必要があります。

その際、治療費の支払いが高額とならないために、健康保険を利用しましょう。また、相手方の自賠責保険会社に対して、「仮渡金」を直接請求することにより治療費の補填も可能です。

③交通事故については、刑事、民事、行政と様々な分野での法律問題が生じ得ます。今後、万が一交通事故に遭われてお困りの場合には、法律相談に是非一度お越し下さい。

法律相談

受付時間のご案内

平日 9:30 ~ 18:00
土 9:30 ~ 12:30
相談料 (1時間以内) 5,400円 (税込)

主な取扱い業務
離婚・相続・後見
債務整理・交通事故
労働問題・刑事事件
不動産に関する問題
請負など

相談予約は... ☎ 047-367-1313

京高裁判決の3日前に出された横浜地裁判決(二陣提訴分)も再び一部の企業責任を認めていました。そして、今回は、高裁が国と一部の建材企業の責任を認めたもので、その意義は大変大きいのです。原告、国、敗訴企業は最高裁判所に上告しましたので、最終決着は持ち越しとなりましたが、来年3月14日には再び東京高裁判決が言い渡される予定です。アスベスト被害根絶のため、これからも頑張ります。



### 新人弁護士 自己紹介

## 小川 ますこと 款 です

はじめまして。  
昨年12月より当  
事務所に加わりま  
した、弁護士の小  
川款です。  
私の弁護士への道の始まりは「困っている人の力になりたい」という素朴な気持ち



弁護士 宗 みなえ

### 原発被害者集団訴訟 国の賠償責任認めず 千葉地裁判決

2011年3月、東日本大震災の大津波によって全電源喪失に

陥った東京電力福島第一原子力発電所が爆発し、大量の放射性物質が放出される過酷事故が発生しました。そして、多くの方々が住み慣れた故郷を追われ、長い避難生活を余儀なくされています。

千葉地方裁判所では、福島県内から千葉県に避難してきた方々が原告となり、原発政策を推進してきた国と東電に対して損害賠償を求める裁判が行われてきました。今年9月22日、国の賠償責任を認めないという不当な判決が言

渡されました。判決は、大津波が原発に到達することを国は予見できたとしつつ、どのリスク対策に優先的に予算を割くかについては国に大きな裁量があり、津波対策をしても事故が回避できなかった可能性もあるとして国を免責してしまつたのです。これでは、国は原発事故につながる危険を予測しても対策を取らなくていいと言っているようなもので、到底許すことはできません。原告・弁護団の闘いは東京高裁に移ります。

表紙の「白い犬」、少し太り気味だが、未来を見据える姿は気持ちよい。シリーズ憲法は紙幅の関

### 編集後記

実際に取り組んで参ります。  
ところで、私は東葛地域で育ち、すでに20年近く生活しており、この東葛地域に根ざした当事務所で働かせていただけることに喜びを感じております。こうした地域のご縁に感謝し、地域の皆様のお役に立てるよう精一杯執務して参りますので、どうぞよろしくお願いたします。

い渡されました。判決は、大津波が原発に到達することを国は予見できたとしつつ、どのリスク対策に優先的に予算を割くかについては国に大きな裁量があり、津波対策をしても事故が回避できなかった可能性もあるとして国を免責してしまつたのです。これでは、国は原発事故につながる危険を予測しても対策を取らなくていいと言っているようなもので、到底許すことはできません。原告・弁護団の闘いは東京高裁に移ります。

係で短め。改憲勢力、国会では、多数を占めるが、自衛隊を明記して日本はどこへ行く？ 学びませんか、当事務所の弁護士が講師をします。(NH)

講師派遣 いたします！  
講師派遣のお問い合わせ、ご希望はお気軽に電話にてご連絡ください。(担当 富田)

友の会 コーナー

2017年10月28日に、第41回 ためになる講座「交通事故対応マニュアル」を開催し、多くの方にご参加いただきました。交通事故における対応を、事故発生から保険請求まで時系列に沿って学習しました。

今後の予定

- 2月24日(土) 14時から松戸市民会館にて 「憲法学習会(ためになる講座)」 お問い合わせは、当事務所まで。(担当・村山)

講師の齋藤弁護士(右)原弁護士